

丹波篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する指針（ガイドライン） （平成24年10月4日）

1. はじめに

この丹波篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する指針（以下「ガイドライン」という。）は、丹波篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例に基づき、丹波篠山市内で事業活動を行う小売店舗を対象に、丹波篠山市の目指すまちづくりの方向性と地域の生活環境の保全の視点から、市内で行う事業活動の基本的な考え方や理念をまとめたものです。

このため、ガイドラインは、まちづくりや地域の生活環境を保全するための事業活動に関する指針であり、小売店の需給調整への関与や事業活動の内容を問うものではありません。事業者の理解と協力を得て、丹波篠山市の目指すべき個性あふれる魅力的なまちづくりを進めていくため、ガイドラインを策定します。

2. 丹波篠山市の目指すまちづくりの基本姿勢

（1）丹波篠山市が目指す将来像「人・自然・文化が織りなす食と農の都」への対応

丹波篠山市は、平成21年に「農都宣言」を行い、日本一の農の都を目指すことを宣言しています。日本一の農業を育み、丹波篠山の田園風景を維持し、保全していくことを市の決意として表明しています。市の総合計画では、目指すべき将来像として「人・自然・文化が織りなす食と農の都」としています。

また、丹波篠山市歴史文化基本構想では、歴史的な面から見て「日本の原風景」を有する地域と表現しています。多くの都市が個性を失う中で、丹波篠山らしい個性と魅力を次代へ継承するためにも丹波篠山市の目指す「農の都」にふさわしい施設づくりや環境づくりを推進する必要があります。

丹波篠山市の目指す将来のまちづくりは、都市部と同様の市街化を図るのではなく、中山間地域として丹波篠山の魅力と個性を伸ばし、地域のコミュニティを維持しながら生活環境を保全し、現在の暮らしを守ることを基本に取り組んでいます。

このため、将来のまちづくりの方向性に似つかわしくない施設や環境形成等については、規制誘導や対策が必要であり、こうした課題に対処することこそ自治体の責務であると認識しています。

（2）市民の将来のライフスタイルとまちづくりの方向

近年、スローライフと言われるように農の田園文化等を基軸としたライフスタイルが人気を集めています。丹波篠山では、今もなお都会の喧騒から離れ、田園文化を育んできた豊かな自然や農業等の営みを通して培ってきた生活文化に触れることができます。また、丹波篠山の生活文化を大切にしたい生活スタイルを実現することができます。

一方、若者を中心に24時間型のライフスタイルも見られますが、丹波篠山市が目指すライフスタイルは、“朝、昼、夜それぞれの時間帯にふさわしい活動”が丹波篠山の環境にあったライフスタイルであり、市民が健康に暮らすためにも目指すべき将来の方向性と考えます。この目指すべきライフスタイルを、市民や事業者と共に連携して取り組むまちづくりを推進します。

(3) 市民と共に歩むまちづくりの推進

丹波篠山市は、これまで地域が育んできた個性や資源を活かし、市民が積極的に地域活動に参加する地域の個性が輝くまちづくりを推進しています。まちづくりの主人公は、そこに住む市民であり、自らの住むまちに愛着と誇りを持てるよう、市民の地域づくり活動の活性化を促し、地域の課題を地域で解決することができる市民主体のまちづくりを目指しています。

このため、平成18年に篠山市（現丹波篠山市）自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）を制定し、平成24年には、篠山市（現丹波篠山市）地区のまちづくり推進条例（以下「地区のまちづくり推進条例」という。）を制定しています。

また、開発等に伴う地域の合意は、丹波篠山市における自治の基本事項であり、特に大規模な小売店舗は、地域の生活環境に大きく影響するため、地域への事前協議や合意を必要としており、今後も市の方針や指針、地域の慣習を法的なルールと同等に尊重し、地域合意を大切にしまちづくりを推進していきます。

3. 大規模小売店舗の立地に伴う生活環境問題の台頭

(1) 大規模小売店舗の社会動向

①小売店における営業時間の延長の動き

平成12年に施行された大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）は、大規模な小売店舗の立地に関して、周辺地域の生活環境の保持を目的としています。景気低迷の長期化もあって小売業界では競争が激化し、その対応として営業時間の延長や休業日数の削減等も図られており、今後も24時間営業や営業時間の延長は、市内でも増加する可能性を秘めています。

②大店立地法では対処できない24時間営業

大店立地法は、生活環境の保持を目的としていますが、騒音や駐車場等の基準を満たせば原則は店舗立地が可能であり、営業時間についての規定がないため、深夜営業や24時間営業による「生活環境の悪化」への対応については、基本的には困難な状況です。

③地域のニーズと小売店舗の24時間営業化

小売店における営業時間の延長は、消費者の利便性向上という目的だけでなく事業者の戦略でもあり、必ずしも地域のニーズにより24時間営業の店舗が増加しているものではないと言えます。

④生活環境の保全とのバランス

近年、市内の幹線道路沿道において生活利便施設としての大規模小売店舗が増加し、利用者の利便性は向上していますが、利便性を追求しすぎる余り、地域環境の問題も生じています。地域の生活環境の問題は、目指す将来のまちづくりや市民のライフスタイルのあり方等も踏まえ、総合的な判断により取り組む必要があります。

(2) 丹波篠山市の大規模小売店舗の立地に伴う生活環境の問題点

市内の大規模小売店舗の立地に伴う生活環境への影響の問題は、大規模小売店舗が点在していることと深夜営業や24時間営業等の営業時間との問題に大別されます。大規模小売店舗の立地については、計画的な土地利用及びまちづくり条例等により積極的に対処してきましたが、営業時間については、これまで、事業者との協議により進めてきました。

①規模小売店舗における深夜営業の問題点

深夜営業や24時間営業に関する問題点として、主に次の点が指摘・懸念されています。

○市民の暮らす生活環境への影響

- ・ 静寂を乱す、生活環境への影響（騒音、光害、深夜の交通、違法駐車等）
- ・ 駐車場や農地、沿道等への飲食等によるゴミの投棄

○青少年の健全育成（非行防止）

- ・ 深夜の青少年の徘徊やたまり場、犯罪誘発、生活習慣の乱れ
- ・ 心ない来訪者の行動による風致・治安環境の悪化

○周辺農地への影響

- ・ 光害（特に白色）に起因する農作物の生産被害
- ・ 市街化環境の進展による農業意欲の減退（農作業、農地管理上での精神的影響）

○交通問題

- ・ 生活道路の来客車両の通過（通行）

○労働者の健康維持

- ・ 深夜労働に伴う従業員の健康問題、従業員の家庭生活
- ・ 健康的なライフスタイルの確立

○エネルギー問題

- ・ エネルギーの大量消費
- ・ 必要以上に明るい照明、夜空へのスポットライト等（電気等の浪費）
- ・ CO2排出量の増大、温室効果ガスの増加、大気汚染の助長

②丹波篠山市における深夜営業の問題点

深夜営業や24時間営業の問題に対して、丹波篠山市が「規制誘導や対策が必要である」とする理由は、丹波篠山市のまちづくりを進める上で、丹波篠山の風土やイメージに似つかわしくなく、取り返しのつかない大きなマイナス要因になると危惧しているからです。

都市のイメージは一朝一夕で出来るものではなく、丹波篠山は、特産物のブランドと共に農の都や日本の原風景等と形容している景観や環境のイメージを定着させてきました。

現在、多くの都市で失った環境が、丹波篠山では今の暮らしと共に息づき、まち並みや田園景観として多くの人から憧れや賞賛をもって評価されています。利便性を追求しすぎる余り、「人」としての暮らし方や環境に悪影響を与えては、幸せな地域社会とは言えません。中途半端な市街化は、利便性の向上や地域の発展といったプラス面よりもむしろ丹波篠山の大きな魅力や個性の喪失につながります。深夜に煌々と明かりが付き事業活動を行うよりも、丹波篠山は、農の都として今日まで培ってきた市民の暮らしや環境を守り、継承していくことが重要であり、望まれています。

また、光害による農作物への影響、青少年の健全育成の面での問題や深夜の静寂な丹波篠山では、小さな音も問題となることが意見として寄せられています。

(3) 丹波篠山市における24時間営業問題への対処

丹波篠山市にふさわしい環境を保全し、将来のまちづくりの方向性に沿った生活環境を市民に保障し創造することが丹波篠山市の責務であり、市独自の個性や魅力を一層高めることとなります。

市民の生活環境を保全するためには、大店立地法では対応できない「深夜営業や24時間営業がもたらす生活環境の悪化」に対し、これを未然に防止し、影響を最小限に抑えるための丹波篠山市の実情を踏まえたルールづくりが必要です。

このため、丹波篠山市の目指すまちづくりに沿ったガイドラインを策定します。

4. ガイドライン

この指針は、小売店（飲食店を除く）を対象とし、丹波篠山市の環境に応じた適正な事業活動への誘導を目指すものです。

※小売店…スーパー、ディスカウントストア、百貨店、電器店、コンビニエンスストアなどの物品販売業を営む店舗。

(1) 項目の設定

深夜営業や24時間営業がもたらす「生活環境の問題」は、店舗の①「立地」、②「規模」、③「営業時間」を市のまちづくりの方向に合致させるため問題であると捉えます。

また、丹波篠山市の進める自治基本条例及び地区のまちづくり推進条例による市民主体のまちづくりの精神から、市内で行う適正な事業活動として、④「地域との合意事項の尊重」を付加するものとします。

(2) ガイドラインの適用

①立地（対象区域）

前述のように、丹波篠山市における深夜の事業活動は、市の目指す方向性に似つかわしくありません。

近年では、幹線道路沿道における大型小売店舗が増加し、商業施設の分散した立地が見受けられ、こうした既存の店舗や新設店舗における営業時間についても、今後、深夜営業や24時間営業といったことも予想されます。

このため、市内の商業施設が特定の地域に集積していない実情から、ガイドラインの対象区域を「市内全域」について適用することとし、立地場所にかかわらず生活環境への影響を最小限に抑え、目指すまちづくりの方向性にあった適正な事業活動を行うよう理解と協力を求めることとします。

②規模（対象面積）

近年、コンビニ等の小規模小売店舗は、生活利便機能を備えた身近な店舗として日常的に機能しており、深夜もセーフティステーションとして防犯、防災上の貢献（緊急支援物資の提供）など、地域に定着し、日常生活や地域コミュニティにも不可欠の施設として機

能しています。

丹波篠山市の目指すまちづくりの方向性からは、規模の大小にかかわらず、深夜に煌々と照らされた小売店舗の営業活動そのものが生活環境上の問題であると考えますが、市民に身近な生活利便機能を有する小規模施設は、周辺地域の環境や購買層となる地域のニーズに応じて慎重に検討していく問題と認識し、身近な店舗として機能する小規模の店舗については、対象除外とします。

現在、丹波篠山市景観条例では、景観に及ぼす影響が大きい規模として300㎡以上を届出の必要な規模としています。景観は、地域の生活環境の一部であり、景観に影響を与える規模は、周囲の生活環境にも影響がある規模と想定されます。

また、中小企業庁の「コンビニエンスストア・マニュアル」では、コンビニの定義を「歩いていける店舗面積300㎡以下等」とされています。

こうしたことから、店舗面積300㎡以上の小売業を特定商業施設の規模として適用します。

③営業時間

深夜の営業については様々な問題が懸念されますが、営業時間に関する規制として、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）があります。この条例では、「深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、設備を設けて客に飲食させる営業を営む者は、午前0時から午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない。」と規定されています。

丹波篠山市が目指すライフスタイルである、「朝、昼、夜それぞれの時間帯にふさわしい活動」の推進や深夜における騒音の防止といった視点から、当該県条例に準じて開店時刻を午前6時以降、閉店時刻を午前0時までとして営業時間を設定します。

④地域との合意事項の尊重

自治基本条例及び地区のまちづくり推進条例等に基づき、市内で行う小売店舗の適正な事業活動として、法令上の手続きのみではなく「地域との合意事項を尊重」し、地域の理解と協力の下に地域貢献に資するまちづくりを事業者の責務として推進していくものとします。

■ガイドライン一覧

項目	ガイドライン
①立地（対象区域）	市内全域
②規模（対象面積）	店舗面積300㎡以上
③営業時間	開店時刻：午前6時以降 閉店時刻：午前0時まで
④地域合意事項の尊重	法令上の手続きのみではなく地域との合意事項を尊重する